

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年6月26日)

【件名】

- 1 青少年健全育成条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について
(子育て王国課)・・・1
- 2 鳥取県社会的養育推進計画の策定及びパブリックコメントの実施について
(家庭支援課)・・・3
- 3 県内私立高校生徒の飛び降り事案について
(総合教育教育課)・・・5

子育て・人財局

青少年健全育成条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

令和2年6月26日

子育て王国課

1 改正の経緯

- ・ 近年、スマートフォンの急速な普及に伴い、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が発生しているところ。
- ・ そのうちコミュニティサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じて、騙されたり脅されたりして、児童が自らの裸体等を撮影させられ、メール等で送信させられるいわゆる「自画撮り」被害（※1）が児童ポルノ事犯全体の約4割を占め最多となっており、平成24年以降毎年増加している。
- ・ しかしながら、現行のいわゆる児童ポルノ禁止法（※2）等の法律には、自画撮り被害の原因となる要求行為（青少年に対し画像を送るよう働きかけること）を規制する規定がなく県内でも青少年の自画撮り被害が発生している。
- ・ このため今回、青少年の被害を未然に防止し、青少年に対して自画撮り画像を含む児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するため、鳥取県青少年健全育成条例の一部改正を検討しており、パブリックコメントの実施を予定しているところ。

2 改正の内容

(1) 「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」規定の新設（第18条の2関係）

何人も、青少年に対し、正当な理由がなく、当該青少年に係る児童ポルノ等（※2）の提供を求めることを、罰則規定付きで禁止する。

(2) 施行期日は、令和3年1月1日とする。

3 改正の考え方

- ・ 要求の方法は多様（威迫、対償(対価)供与、欺瞞等）であるが、いずれも児童ポルノに当たる自画撮り画像を求めるものであり、方法のいかんに関わらず禁止する。
- ・ 一度、自画撮り画像等を他者に渡すと、後にリベンジポルノ（※3）等で画像拡散のリスクがあり、その被害は取り返しがつかないことから、交際相手や友人など要求相手との関係を問わず（何人も）規制の対象とする。
- ・ 当事者双方を県内在住者に限ることなく、県外の者からの要求行為、県内の者が県外の青少年に要求する行為も規制対象となる。
- ・ 本規定に違反して青少年が要求をした場合は、罰則は適用されず、保護、指導をされることとなる。

4 これまでの経緯と今後のスケジュール（案）

令和元年	10月	鳥取県青少年問題協議会において意見聴取
	12月	警察協議
令和2年	4～5月	警察再協議
	5～6月	検察協議
	7～8月	パブリックコメント、県政参画電子アンケートの実施（本常任委員会終了後）
	9月	9月議会に条例案提出
	10月	条例改正について広報
令和3年	1月	条例施行

- ※1 自画撮りとは、自撮り、セルフィーなどとも呼ばれ、本来、自分自身を被写体としてデジタルカメラやスマートフォンで撮影する行為を指すが、児童に自身の裸体や下着姿を自画撮りの方法で撮影させ、メール機能を使って送らせる形態の犯行が急増しており、この被害態様が「自画撮り被害」と呼ばれている。「自画撮り」の画像等が一旦インターネット上に流出されるとその回収は困難であり、被害がより深刻となると言われている。
- ※2 児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）第2条第3項
この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ※3 リベンジポルノとは、別れた交際相手や配偶者などへの復讐（リベンジ）を目的として相手の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像等を指す。
東京都三鷹市で女子高生がストーカーに殺害された事件で社会問題化し、平成26年11月にリベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）が施行された。

鳥取県社会的養育推進計画の策定及びパブリックコメントの実施について

令和2年6月26日
家庭支援課

これまでの本県の社会的養護に関する施策は、「社会的養護の課題と将来像（平成23年）」や施設関係者等の意見等を踏まえ、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等を進めてきましたが、平成28年に児童福祉法が改正され、「児童が権利の主体であること」、「(家庭での養育が困難な場合) 家庭と同様の養育環境での養育を優先すること」等の内容が法律上明記されました。

この理念を具現化するため、国において改めて今後の社会的養育の在り方が議論され、「新しい社会的養育ビジョン」が平成29年8月に公表されました。

これに基づき、子どもの権利保障と子どもの最善の利益を実現するために、在宅での支援から代替養育や子どもの自立支援など、今後の社会的養育に関する施策の充実に向けて、県や関係者・関係機関が取り組むべき方向性を定めた「鳥取県社会的養育推進計画」を策定するものです。

このたび、計画案がまとまったので、広く県民の皆様から意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 計画(案)の概要

(1) 計画期間 (R2 から R11 までの10年間)

中間年度の令和6年に計画内容の見直しを実施するが、計画見直しの必要がある場合は、随時、計画内容の見直しを行う。

(2) 計画の構成

本県では、子どもの権利保障と子どもの最善の利益を実現することを基本的な考え方とし、在宅支援及び代替養育による支援において、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障することができるよう、社会的養育の体制整備を推進する。

本計画策定に当たっては、分野ごとに部会を設置し、社会的養育の当事者・経験者、社会的養護の施設関係者、里親等の意見を踏まえながら検討を行った。

具体的には、「子どもの権利擁護に関する取組」、「在宅支援の充実」、「代替養育に関する支援」、「特別養子縁組等の推進のための取組」、「児童相談所の体制強化」、「社会的養護自立支援」の6つの柱に分類し、必要な施策の実現に努める。

① 子どもの権利擁護に関する取組

- ・児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実
- ・子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画策定への参画
- ・子どもの意見表明（苦情や提案等）をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討

② 在宅支援の充実

- ・市町村における相談支援体制等の充実とその取組への支援
- ・児童福祉施設等を活用した在宅支援の機能強化

③ 代替養育に関する支援

- ・里親等委託の推進と包括的な里親支援施策の充実
- ・乳児院や児童養護施設における生活単位の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関する取組

④ 特別養子縁組等の推進のための取組

⑤ 児童相談所の機能強化

- ・職員配置の充実と専門性の向上
- ・一時保護の適切な実施と夜間体制の強化

⑥ 社会的養護自立支援

2 計画の主な策定内容

項目	課題・現状	主な具体的対応策
子どもの権利擁護に関する取組	子どもの権利擁護に関する重要性の周知を積極的に行う必要がある。	これまでの啓発活動に加え、地域住民、若者、企業向けを対象とし、年間を通じた啓発活動を実施し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性を周知する。
	子どもの意見表明（苦情や提案等）をサポートまたは代弁することができる仕組みが不十分である。	令和2年度から子どもの意見をくみ取り、第三者的な立場から子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みについて検討を開始し、令和3年度中を目途に一定の結論を得る。
在宅支援の充実	市町村の子ども家庭支援体制構築に対する支援を充実していく必要がある。	令和4年度までに全市町村が子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標とし、令和2年度から中央児童相談所配置の市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村の実情に応じた支援を実施する。
	親子分離せずに世帯を支援していく機能を強化する必要がある。	令和2年度から母子生活支援施設や乳児院の機能を生かした新たな在宅支援サービス創設について検討する。
代替養育に関する支援	子どもの人口は減少しているが、社会的養育が必要な子どもの生活の場は準備しておく必要があり、そのためには、里親等の登録数を確保するとともに、小規模又は地域分散化された施設を整備していくことが必要である。	家庭養育優先原則を推進していくために必要な里親登録数を142世帯、ファミリーホーム数6か所を目標として、令和11年度末までに里親委託率が60%以上となることを目指す。 また、地域の課題やニーズに適切に対応するため、一時保護受入体制の整備、親子間再構築事業等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換に関する取組を支援する。
特別養子縁組等の推進のための取組	実親から同意を得ることが難しい側面もあり、本県においては、児童相談所が関与した特別養子縁組の成立件数は、年間1～3件程度の状況にある。	児童相談所が関与する特別養子縁組の成立数は、現状の年間2件程度を目標とし、様々な事情で実親との生活が今後も極めて難しいと思われる子どもについては、特別養子縁組の検討対象とし、個々の事例に対して十分なアセスメントを行い、特別養子縁組が適当と判断される場合は、特別養子縁組の成立に向けたケースワークを行う。
児童相談所の機能強化	児童虐待については、児童相談所を中心とした対応が求められることから、平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づいて、児童相談所の体制を強化する必要がある。	児童相談所の専門性・体制強化にあたっては、児童福祉司等をはじめとする専門職員の配置の充実と相談支援部門における機能分化による体制の強化を図る。 また、各児童相談所が毎年一時保護所の運営に関する第三者評価を受審し、一時保護所の運営改善と質の向上を図る。
社会的養育自立支援	代替養育を経験した子どもの自立支援を図るため、更なる自立支援のあり方を検討していく必要がある。	施設を退所する前から自立に向けての準備が十分に出来るよう、児童養護施設等への自立支援専門員（仮称）の配置の検討と退所児童等アフターケア事業者との連携強化策を検討する。

3 今後のスケジュール

7月から8月	パブリックコメントの実施
8月	常任委員会へ最終策定案の報告
9月	計画策定、公表

県内私立高校生徒の飛び降り事案について

令和2年6月26日
総合教育推進課

1 事案の概要等

- 6月18日(木)午前10時頃、倉吉北高校1年の男子生徒が校舎3階の窓から飛び降りる事案が発生しました。
- 生徒の命に別状はないものの、足と顎の骨折があり、現在も入院中です。
- 学校は、原因がいじめである可能性もあることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の重大事態に該当するものとして、事実関係を明確にするため、速やかに同法第28条第1項に基づく調査組織を設けて調査を行う予定です。

※ 事案発生後の学校の聞き取り調査等の中で、以下のことが確認されています。

- ・ 該当生徒に関係する生徒間の感情的なトラブルがあったこと。
- ・ 飛び降りの前日に当該生徒が母親に対し「いじめられた」と話していたこと。

【いじめ防止対策推進法(抜粋)】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 県の対応

倉吉北高校において適切に対応していただけるよう、県教育委員会等の協力を得ながら、適宜、取組の参考となる情報を積極的に提供するとともに、学校からの要請等に応じて必要な助言・支援を行っていきます。

《想定される支援の例》

- ・ 県教育委員会の教育相談員による生徒のカウンセリングなど心のケアの支援(既に実施済み)
- ・ 調査組織の設置・運営方法等に関する助言 など